## 質問回答書

業務名:令和5年度勝連城跡活用ガイドライン作成業務

文書名/頁	質問欄	回答欄
業務委託仕様書(案)	第10条(1)に示す上位計画について、具体的に列挙されたい。また、複数を列挙される場合については、 それらの計画のどれが最上位に位置し、どれが下位に 位置するのかについてもお示し願いたい。	上位計画は、『史跡勝連城跡保存管理 計画』(平成28年3月改訂)です。また、 当該計画の関連計画として『第2次う るま市観光振興ビジョン(改定版)』 (令和5年3月)があります。
業務委託仕 様書(案)	第12条(1)に係る令和5年度勝連城跡の魅力向上・ 誘客強化事業(件名事業)との連携について、	1. 本事業と件名事業を分けて委託する理由は、事業内容の性質が異なるためです。本事業は、世界遺産や文化財
	1. 本事業と件名事業について、別個に委託を行う根拠法もしくは実務的な理由についてお示し願いたい。 2. 件名事業はナイトコンテンツの造成を主な目的と	に関する専門的な知識、ノウハウを必要としますが、件名事業は勝連城跡の 魅力向上と誘客力強化を目的としたものになります。
	しているが、本事業で作成するガイドラインについては「勝連城跡の活用に際しての制限や条件等を整理し、もって民間事業者の行動指針として取り扱うことを目的」(仕様書第1条)とするとの理解でよいか。件名事業にかかる民間事業者を対象とするだけのものでは	2. お見込みの通りです。
	ないとの理解でよいか。	
業務委託仕様書(案)	第12条(3)に係る契約後の仕様変更について、 公募段階の仕様書について、「実際の請負契約とは異 なる場合がある」との記載があるが、微細な変更との 理解で問題ないか。重要な変更の場合については契約 金額の改定も可能か。それとも上限金額の範囲内の変 更として協議するとの理解でよいか。	本事業は、企画提案を受けて実施するものであり、業務委託仕様書には企画提案の内容を盛り込むこととしております。 ※上限金額の範囲内で企画提案を受けるため、契約金額も同様の取扱いになります。ただし、契約締結後、重要な変更が生じた場合は、双方で協議いたします。
様式2	「企画提案書」について、様式では、1.提案者、2.業務の概要、3.特定テーマとなっており、続いて5.事業期間となっています。4.に該当する項目等はあるのか。それとも5.事業期間を「4.」として、1.~3.の項目について提案書を作成するということでよいか。また、枚数の制限はあるか。	「5.」は本市の記載誤りです。事業期間を「4.」として作成をお願いします。 枚数の制限は設けておりません。
様式5	「実施体制」について、※副本については、会社名がわかる表現等は除外すること、となっているが、担当者の個人名や実績等は記載してもよいか。	担当者の個人名は、「担当A」、「担当B」等と表記ください。実績は記載いただいて構いません。